

○浪江町狩猟免許取得等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の有害鳥獣による被害防止を図ることにより、町民の生活環境の安全、農業者が安心して営農できる環境を整備するため、本町において新たに狩猟免許を取得する者、並びに現在狩猟免許を保有する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号)、浪江町補助金交付要綱(昭和60年浪江町訓令第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件の全て該当する者とする。

- (1)浪江町の住民基本台帳に記載されている者
- (2)新たに狩猟免許を取得する者で、今後町内の捕獲活動に3年以上従事することを誓約し、福島県猟友会浪江支部に新たに加入する者、又は現在狩猟免許を保有し福島県猟友会浪江支部に所属している者
- (3)浪江町鳥獣捕獲隊の活動依頼があった場合、従事することを誓約する者
- (4)町税等の滞納が無い者
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でない者

(補助対象免許)

第3条 補助金の対象とする狩猟免許の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)わな猟免許
- (2)第一種銃猟免許
- (3)第二種銃猟免許

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他地方公共団体が実施する同様の補助金を活用する場合には、その交付決定額を控除する。

- (1)狩猟免許取得又は更新に係る費用
- (2)狩猟の技能向上に係る費用

(補助金額等)

第 5 条 補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浪江町狩猟免許取得等支援補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、新たに狩猟免許を取得する者については、狩猟免許の写しの提出を省略するものとする。

(1)暴力団排除に関する誓約書(様式第 2 号)

(2)補助対象経費内訳書

(3)狩猟免許証の写し

(4)町税等に未納がないことの証明

(5)誓約書(様式第 3 号)

(6)振込口座の写し

(7)その他町長が指示するもの

(交付の決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、浪江町狩猟免許取得等支援補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により当該申請した者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 8 条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定した申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1)虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき

(2)その他町長が取り消し相当と認める事由があったとき

(実績報告)

第 9 条 実績報告は、その成果を記載した浪江町狩猟免許取得等支援補助金実績報告書(様式第 5 号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)事業実績書(様式第 6 号)

(2)収支精算書(様式第 7 号)

(3)補助対象経費に係る領収証の写し

(4)新規に狩猟免許を取得する者については、狩猟免許証の写し

(5)その他町長が指示するもの

(補助金の額の確定通知)

第10条 町長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付額を確定し、提出があった日から10日以内に浪江町狩猟免許取得等支援補助金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者が補助金の請求をしようとするときは、浪江町狩猟免許取得等支援補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、虚偽その他不正な行為により、申請者が補助金の交付を受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、取り消しに係る補助金を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還をさせる場合は、浪江町狩猟免許取得等支援補助金返還請求書(様式第10号)により当該補助金の返還請求をするものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

	補助対象経費	補助上限額
1	狩猟免許取得又は更新に係る費用	10,000 円
2	狩猟の技能向上に係る費用 (福島県猟友会浪江支部に所属する者)	15,000 円

3	狩猟の技能向上に係る費用 (浪江町鳥獣捕獲隊に所属する者)	30,000 円
---	----------------------------------	----------

備考

別表 2 の項及び 3 の項は併用できないこととする。